

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年6月30日

赤穂市病院事業管理者 林 晃史

赤穂市病院事業管理規程第3号

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

赤穂市病院事業職員の給与に関する規程（昭和53年赤穂市病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表2(23)の項支給額の欄中「840円」を「1,120円」に、「2,160円」を「2,880円」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。